寒河江市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除に関する条例をここ に公布する。

令和7年3月21日

寒河江市長 齋 藤 真 朗

寒河江市条例第12号

寒河江市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除に関する 条例

(目的)

第1条 この条例は、地方活力向上地域内(本市の区域内に限る。以下同じ。)において、地域再生法(平成17年法律第24号。以下「法」という。)第17条の2第3項の認定を受けた同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(同条第4項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。以下「特定業務施設整備計画」という。)に従って特定業務施設を新設し、又は増設した者に対して課する固定資産税について、地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第1項の規定に基づき課税免除を行うことにより、本市における本社機能の整備を促進し、もって就業機会の創出及び地域経済の基盤強化を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号 に定めるところによる。
 - (1) 地方活力向上地域 法第5条第15項の認定を受けた同条第1項に規定 する地域再生計画に記載されている同条第4項第5号イに規定する地方活 力向上地域をいう。
 - (2) 特定業務施設 法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設(同号に規定する当該特定業務施設に併せて整備される福利厚生施設及び特定業務児童福祉施設を含む。)をいう。
 - (3) 課税免除 地方税法第6条第1項の規定により課税をしないことをいう。
 - (4) 特別償却設備 地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令 (平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。)第2条第1号に規定 する特別償却設備をいう。
 - (5) 特別償却設備設置者 省令第2条第2号に規定する特別償却設備設置者 をいう。

(課税免除の要件等)

- 第3条 市長は、地方活力向上地域内において、特別償却設備設置者が、当該特定業務施設整備計画の認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日までに法第17条の2第6項の規定により当該認定を取り消された場合は、その取り消された日の前日まで)の間に、新設し、又は増設した特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(令和7年4月1日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における土地に限る。)に対して課する固定資産税の課税を免除することができる。
- 2 前項の規定による課税免除を適用する期間は、当該課税が免除された最初の

年度から起算して3年度以内とする。

(課税免除の申請)

第4条 前条第1項に規定する要件に該当し、課税免除を受けようとする特別償却設備設置者(以下「申請者」という。)は、同条第2項の規定により課税免除が適用される各年度の賦課期日の属する年の3月15日までに課税免除申請書を市長に提出しなければならない。

(課税免除の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による課税免除申請書の提出があった場合は、内容 を審査し、その可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(課税免除の承継)

- 第6条 市長は、前条の規定により課税免除を決定した特別償却設備設置者について、事業の承継があったときは、当該課税免除をその承継者に対して行うものとする。
- 2 前項の承継者は、承継の事実を市長に届け出なければならない。 (課税免除の決定の取消し)
- 第7条 市長は、第5条の規定による課税免除の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該課税免除の決定を取り消すものとする。
 - (1) 偽りその他不正な手段により課税免除の決定を受けた場合
 - (2) 前号に掲げるもののほか、この条例に違反する事実があった場合
- 2 市長は、前項の規定により課税免除の決定を取り消した場合は、当該取消し を受けた者に通知するものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規 則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。